同等品で応札される場合の手続きについて

各事業者様

入札仕様書・見積仕様書等で「同等品可」と表示のある物品については、例示品として示したメーカー・型番の品目のほか、それと同等以上の品物（以下、「同等品」という）による応札が可能です。

同等品による応札の場合は、以下の手続きにより事前に同等品認定を受けてください。

１　同等品の定義

　　　同等品とは、市が仕様書等で示した同等品判断基準を具備するもので、規格・品

質等が例示品と同等以上であるものをいいます。

２　同等品認定の方法

同等品の認定を受けようとされる事業者は、市が指定する日時までに、「同等品規格確認票」（別添）に次の資料等を添付の上、発注課の担当者へ提出してください。

* 同等品候補の掲載されたカタログ・価格等の資料（コピー可　同等品判断基準をその製品が具備していることがわかるもの）

３　同等品認否決定の通知

提出された同等品規格確認票について、同等品と認定する場合は同確認票の「確認印」欄に担当者の印を押印し、不認定の場合は「否」の文字を記入して返送（ＦＡＸ）することにより通知します。

審査結果は、同等品規格確認票を提出した事業者にのみ通知しますので、当該事業者のみ例示品又は認定された物品で応札することができます。

なお、審査結果が入札（見積）日の前日までに届かない場合は、入札・見積合せ担当課に確認してください。

４　提出期限を越えて提出された場合

市が指定する日時を越えて同等品規格確認票を提出された場合は、提出された確

認票は無効として取扱い、例示品での応札とみなします。

５　納入物品の確認について

　　　入札にあっては、同等品の認定を受けた事業者が落札したときは、例示品又は同等品のいずれで契約（納品）するか市が確認します。

　　　見積合せにあっては、見積書に予め納品する物品のメーカー・品番等を記載して応札するものとし、応札後の変更は認めません。

**同等品規格確認票**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 物品名 |  | | |
| 入札(見積)日時 | 令和　　　年　　　月　　　日  午前 ・ 午後　　　時　　　分 | 発注課 |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 品　　　名 | 例示品 | 同等品候補 | | 確認印 |
| メーカー・品番・規格等 | メーカー・品番・規格等 | 税抜価格 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

上記同等品候補の確認をお願いします。

令和　　年　　月　　日

所　在　地

商号・名称

代表者氏名

（担当者：　　　　　　　　　　　　　　　）

ＦＡＸ番号

* 仕様書に「同等品可」と表示のある物品について、同等品で応札される場合は、必ずこの確認票により事前に認定を受けてください。
* 「品名」「例示品」欄には、入札仕様書、見積仕様書等で示された品名・メーカー・品番・規格等を記入してください。
* 「同等品候補」欄には、貴社で同等品の認定を受けたい対応物品のメーカー・品番・規格等及び税抜価格（カタログ表示等のメーカー希望小売価格）を記入してください（同等品候補が複数あっても構いません。）。
* 「確認印」欄は、審査の結果同等品と認定の場合は担当者の印を、不認定であれば「否」と記入してお返しします。（ＦＡＸ送付）
* 同等品の認定を受けた物品であっても、一品目の物品につき複数納品する場合、例示品と同等品(同等品と同等品)を混在しての納品は認めません。